職員参集基準（地震）

★参集する職員は自分の1日分程度の食料と着替えを持参すること！

本部及び介護老人保健施設・介護医療院勤務職員

役職・職種	震度5強	震度6	震度6強以上
災害対策本部長	必ず直ちに出勤	必ず直ちに出勤	必ず直ちに出勤
災害対策本部各担当者	必ず直ちに出勤	必ず直ちに出勤	必ず直ちに出勤
施設長	必ず直ちに出勤	必ず直ちに出勤	必ず直ちに出勤
各部門長	必ず直ちに出勤	必ず直ちに出勤	必ず直ちに出勤
各課長クラス	指示があるまで待機	直ちに出勤	必ず直ちに出勤
各リーダー	指示があるまで待機	直ちに出勤	直ちに出勤
看護職員	指示があるまで待機	直ちに出勤	直ちに出勤
一般職員	指示があるまで待機	直ちに出勤	直ちに出勤

※判断基準は東京都瑞穂町もしくは東京都多摩地域の情報とする。
※出勤場所は老健菜の花事務所とし、出勤後対策本部より各フロアへ振り分けを行う。
※「必ず直ちに出勤」となっている場合は、特段の事情ない限り直ぐに出勤する。
※「直ちに出勤」となっている場合は自身と家族の安否確認ができ、継続的に安全を保てる場合に限り出勤する。
※一般職員とは役職の就いていない常勤、非常勤とする。
※対策本部は職員安否確認メールを各部門長に伝達する。

クリニック及び居宅・訪看勤務職員

役職・職種	震度5強	震度6	震度6強以上
災害対策本部長	必ず直ちに出勤	必ず直ちに出勤	必ず直ちに出勤
災害対策本部各担当者	必ず直ちに出勤	必ず直ちに出勤	必ず直ちに出勤
院長・所長	直ちに出勤	必ず直ちに出勤	必ず直ちに出勤
各課長クラス	指示があるまで待機	直ちに出勤	必ず直ちに出勤
各リーダー	指示があるまで待機	指示があるまで待機	直ちに出勤
看護職員	指示があるまで待機	指示があるまで待機	直ちに出勤
一般職員	指示があるまで待機	指示があるまで待機	直ちに出勤

※判断基準は東京都福生市・瑞穂町もしくは東京都多摩地域の情報とする。
※出勤場所は各事業所とし、出勤後対策本部より各フロアへ振り分けを行う。
※「必ず直ちに出勤」となっている場合は、特段の事情が無い限りすぐに出勤する。
※「直ちに出勤」となっている場合は自身と家族の安否確認ができ、継続的に安全を保てる場合に限り出勤する。
※一般職員とは役職の就いていない常勤、非常勤とする。

出勤しなくてもよい場合

自身や家族が負傷した場合
自宅が被災した場合
通勤に危険が伴う場合